

第 21 期第 8 回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和 5 年 3 月 8 日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第8回山口県内水面漁場管理委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年3月8日（水） 午後2時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和5年2月21日（火）
発した日
- 5 通知した議題
 - 第1号議案 コイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示について
(委員会指示更新)
 - その他（報告事項）
 - ア 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の見直しについて
- 6 出席者
(委員：10名)
酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、
品川 石和、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅
(県及び事務局)
農林水産部水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主任 植木 陽介
漁業調整取締班 主査 松永 善文
主任 山根 知樹
下関水産振興局 主査 金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主査 小柳 隆文
山口・美祢農林水産事務所 技師 和田 吉晃
長門・萩農林水産事務所 技師 本田 宗太郎
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長
代理 土井 健一
書記 永尾 洋輔
- 7 付議事項及び審議結果
 - (1)第1号議案 コイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示について
(委員会指示更新)
【結果】 原案のとおり委員会指示を更新することが決定された。

(2)その他（報告事項）

ア 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の見直しについて

【結果】「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の改正内容について事務局から説明を受けた。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

土井事務局長 定刻より早いのですが、委員の皆様全員おそろいですので、ただ今から、第21期第8回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

代理

今日は、事務局長が不在ですので、代理として私、土井が対応させていただきますのでよろしくお願いします。

本日は委員定数の10名のうち、10名の委員に御出席をいただいております。

漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 御多忙中、お集まりいただきありがとうございます。委員会は、議題が1件、コイヘルペス病の委員会指示に関する議題となっておりますので、慎重なご審議をよろしくお願いします。

本日はよろしくお願いします。

土井事務局長 ありがとうございます。それでは以降の議事進行は、酒井会長にお願いいたします。

代理

酒井会長 はい。議事に先立ちまして、まずは、議事録署名人をご指名したいと思います。

今回は、船崎委員と岩本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

永尾書記 事務局の永尾です。

資料の1ページをお開きください。

令和5年2月27日付で、山口県農林水産部長から当委員会会長あてに委員会指示の更新依頼がきております。

内容については、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課
植木主任

水産振興課の植木です。

資料の2ページをお開きください。

コイヘルペスウィルス病、いわゆるKHV病の内容について説明させていただきます。

平成15年に国内ではじめて発生し、本県においては、平成17年度から発生が確認されています。

水温が18℃から25℃において、発病しやすくなります。

※の部分にありますとおり、KHV病は、持続的養殖生産確保法第2条第2項により、特定疾病に指定されております。

発生した場合、速やかに蔓延防止の対策を取ることとされており、養魚場、個人の養殖池などの管理水域においては、持続的養殖生産確保法に基づく命令によるコイの処分、池等の消毒を行うこととなります。

持続的養殖生産確保法は、所有者や管理者が分かっているコイについて対象としておりますが、コイが無主物となっている天然水域におきましては、水産庁の指導により委員会指示による移動禁止措置を取る必要があります。

天然水域における移動禁止措置については、コイヘルペス病の病原体であるコイヘルペスウィルスを持っている可能性のあるコイを他の水域へ移動させないことにより、蔓延防止を図るのが目的です。

資料3ページをご覧ください。

本県におけるKHV病の発生状況を示しております。

天然水域では、令和元年度の下関市の檀具川の発生以降は、発生しておりません。

管理水域の発生状況については、資料のとおりです。

資料4ページをご覧ください。

本県においては、檀具川を含め過去13の水系でKHV病が発生しており、現在の委員会指示の対象水域となっております。

資料の5ページをお開きください。

天然水域でKHV病が発生した際の対応フローを示しております。

県民等から未発生水域でコイが斃死しているなどの通報が入り次第、農林水産事務所等が現地調査をしまして、発生の疑いがあれば、検体を採取して水産研究センター内海研究部へ搬入して1次検査をします。

陽性であれば、県庁で対策本部会議、現地で対策協議会を設置して、蔓延防止の対策をとり、国の確定検査で陽性となれば、二重線にありますとおり、管理委員会を早急に開催し、委員会指示の発動となります。

近年の事例では、先ほど申し上げた令和元年の7月に檀具川において国の確定検査によりKHV病が確定したことから、急遽、委員の皆様にご集まっておき、委員会を開催し、委員会指示を発動しております。

資料6ページをお開きください。

参考までに、管理水域でKHV病が発生した際の対応フローを示しております。

この場合においては、管理委員会の開催はありません。

4ページにあります13水系について、本年度末で委員会指示の期間が満了することから引き続き委員会指示の更新をお願いするものです。

審議について、よろしく申し上げます。

以上です。

酒井会長 はい。ただいま説明がありましたけれども、この件に関してどなたかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

-----質問、意見なし。-----

酒井会長 よろしいですかね。
それでは、第1号議案について、原案のとおりで指示することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 全員、異議なしと認めます。第1号議案については、原案どおり指示することとします。

本日の議題は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に

関する規程」の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

土井事務局長
代理

事務局の土井です。

資料の最終ページをお開きください。

「現行」と「制定案」を新旧対照表に掲載しております。

これにつきましては、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正されまして、これまで各地方公共団体が条例により運用してきた個人情報の保護制度については、今年の4月1日から法改正に基づく全国共通のルールで運用されることが決定されました。

この決定を受けまして、山口県個人情報保護条例が廃止されるとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項について規定した山口県個人情報の保護に関する法律施行条例が本年4月1日から施行されます。

本委員が取扱います個人情報の保護に関する規程におきましては、廃止される条例、規則に準拠しておりますので改正が必要となります。

本来であれば、改正案を本委員会でお諮りすべきところですが、県の

施行条例、施行規則の改正の手続きが間に合っておらず、条例、規則の名称も未確定の状態です。

しかしながら条例、規則の施行は4月1日となっております、委員会の規程も改正の上、施行する必要があります。

本規程の改正内容は、準拠する条例、規則を改正するという機械的なものになることを踏まえまして、条例、規則が施行された場合は、この内容で改正することをご了解いただいたらと考えております。

説明は以上です。

酒井会長 書きぶりだけ変わるということですね。

土井事務局長
代理 そうです。

酒井会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありますか。

-----質問、意見なし。-----

よろしいですかね。

以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

村田委員 2月26日の日経新聞の記事だったと思いますが、たしかサクラマスだと思いましたが、大量放流イコール増殖ではないというセンセーショナルな記事が掲載されていました。

いままで、私ども日釣振なども放流すれば増えるのだということで一所懸命活動していました。

必ずしもそうではないという研究発表が出て、我々の内部でも専門の方の意見を聞かないといけないねということになっています。

山口県もこの点について、研究を推進されるのだろうかとは思っていますが、どうお考えでしょうか。

酒井会長 サクラマスですよ。場所、場所によるのだろうかということも言えますし、そうだろうなと思うところもあります。

別の研究結果でも同じことが出ています。

水産庁の水研の内水面の担当者も昔から分かっています、放流じゃなくて産卵場造成にシフトする必要があるのだらうと思います。

聞くとところによると放流も場所によります。例えばダムの上では、アユを放流しないとけない訳で、アユを放流するのは妥当です。

内水面漁場を管理する上では、放流がほんとうに効果的かどうかわか

らない部分があると思います。

これから、全内漁連、水研、水産庁でどのような議論になってゆくのか、直ぐに考慮するのは難しいと思います。

しかしながら、今後、考慮されて行くと思います。

田舎の県では、高齢化が激しいので、今のままで漁協経営がやってゆけるのかという面があります。それでも全国では、いまのままで十分やってゆけるという県もありますので、どういう話になって行くかはこれからだろうと思います。

私の知るところは、そんな所です。

いや、まあ考慮されてゆくと思います。すぐではないですが。

米村副会長 余談なのですが、放流（サツキマス）して再遡上するのが3～4パーセントしかいないということが言われています。

サツキマスですが、できるだけ銀毛のものを放流しています。そのほうが、効率が高いと思い、私どもではそのような放流をしています。

酒井会長 県のよく川を歩いている人が、場所、場所で産卵場造成の方がよいということや、産卵場造成も場所によっては、効果がないこともよく分かっているのだから、現場ではそういう対応をしてゆくことがあるかもしれません。

組合と相談しながらやってゆくことですね。

漁業権の切替は来年ですか。

水産振興課 内水面の共同漁業権の切替は来年の4月1日です。

松永主査 それにあたって、管理委員会に適宜お諮りしながら進めて行くこととなります。

酒井会長 ハヤ類は、明確にしようと思えばできるのですか。

水産振興課 ハヤ類の種のことでしょうか。

松永主査

酒井会長 ハヤ類といっても、何が含まれているのか分からないところがあります。

水産振興課 組合から要望があれば可能と思います。

松永主査 しかしながら種を限定しますとそれ以外のハヤ類については、権利主張ができなくなったりだとか、限定しないことでハヤ類が守られるということもあります。

酒井会長 実質、組合で関与するハヤは限られていると思います。
ヤマメ、アマゴですが、あれもマス類とされています。
普通マス類というとイワナ、ゴギも入ってしまいます。

水産振興課 山口県の場合は、マス類は、ヤマメとアマゴとゴギになります。
松永主査

酒井会長 そうですね。
ゴギはどうかと思います。あれは、絶滅危惧種でそれが漁業権に
入れられているのはどうかと個人的には思います。
ゴギの産卵場造成はしているのかというと、漁協にはあまり関係ない
のではありませんよね。
他にございませんか。
よろしいですかね。
それでは、以上を持ちまして本日の委員会を終了します。

(14 : 17 終了)

上記のとおり第 21 期第 8 回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を
明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員 2 名が署名押印した。

令和 5 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人